

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 5 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年岩手県人事委員会規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第 2 条、第 3 条関係）			別表（第 2 条、第 3 条関係）		
	組 織	職 員		組 織	職 員
	[略]			[略]	
知事の 事務部 局	本庁	会計管理者 部長 総合 政策室長 局長 技監 担当技監 企画室の室長 首席政策監 交通政策 参事 地域振興支援室長 産業廃棄物不法投棄緊 急特別対策室長 医師確 保対策室長 総務室長 総合防災室長 総括課長 政策調査監 総務事務セ ンター所長 担当課長（ 部、局、室又は課内の人事 、給与又は服務に関する事 務を総括する者に限る。） 秘書担当課長 法務私 学担当課長 人財給与担 当課長 予算担当課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 指導 審査担当課長 主任主査 及び主査（部及び局の主管 室課等において人事、給与 又は服務に関する事務を 担当する者に限る。） 総 合政策室の主任主査及 び主査（政策調査に関する 事務又は秘書の事務を担 当する者に限る。） 経営 評価課の主任主査及び主 査（行財政構造改革に関	知事の 事務部 局	本庁	企画理事 会計管理者 部長 技監 副部長 局 長 担当技監 企画室の 室長 首席政策監 交通 政策参事 地域振興支援 室長 産業廃棄物不法投 棄緊急特別対策室長 医 師確保対策室長 競馬改 革推進室長 総務室長 総合防災室長 総括課長 政策調査監 総務事務 センター所長 担当課長 （部、局、室又は課内の人 事、給与又は服務に関する 事務を総括する者に限る。 ） 行政経営担当課長 法務私学担当課長 人財 給与担当課長 調査担当 課長 予算担当課長 管 財課の管理担当課長 職 員福祉担当課長 指導審 査担当課長 主任主査及 び主査（部及び局の主管室 課等において人事、給与又 は服務に関する事務を担 当する者に限る。） 総合 政策部の主任主査及び主 査（政策調査に関する事務 を担当する者に限る。） 一 秘書課の主任主査及び主

する事務を担当する者に限る。) 総務室の主任主査及び主査(法務に関する事務を担当する者に限る。) 人事課の人財給与又は組織改革に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 予算調製課の主任主査及び主査(財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。) 並びに守衛長

査(秘書の事務を担当する者に限る。) 経営評価課の主任主査及び主査(行財政改革の事務を担当する者に限る。) 総務室の主任主査及び主査(法務に関する事務を担当する者に限る。) 人事課の人財給与又は組織改革に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 予算調製課の主任主査及び主査(財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。) 並びに守衛長

出先	[略]	
機関	広域振興局総合支局	総合支局長 保健福祉環境技監 部長 部の室長 センター所長 支所長
	[略]	
	農業研究センター	所長 副所長 畜産研究所長 <u>総務部長</u> 県北農業研究所長 <u>総務部総務課長</u> 畜産研究所の外山畜産研究室長及び種山畜産研究室長
	林業技術センター	所長 副所長 <u>総務部長</u>
	[略]	

出先	[略]	
機関	広域振興局総合支局	総合支局長 保健福祉環境技監 部長 部の室長 センター所長
	[略]	
	農業研究センター	所長 副所長 畜産研究所長 <u>企画管理部長</u> 県北農業研究所長 <u>企画管理部総務課長</u> 畜産研究所の外山畜産研究室長及び種山畜産研究室長
	林業技術センター	所長 副所長 <u>企画総務部長</u>
	[略]	

教育委員会	[略]	
事務部の	教育機関	[略]
局	高等学校	校長 教頭(人事、給与又は <u>服務に関する事務を総</u>

教育委員会	[略]	
事務部の	教育機関	[略]
局	高等学校	校長 <u>副校長</u> 事務長 りあす丸及び翔洋の船長

		括する者に限る。) 事務長 りあす丸及び翔洋の船長			
	特別支援 学校	校長 教頭 (人事、給与又 は <u>服務に関する事務を総括</u> する者に限る。) 事務長		特別支援 学校	校長 <u>副校長</u> 事務長
	[略]			[略]	
[略]			[略]		
人事委員会事務局	事務局長 課長 主任主査 主査 主任 主事 (公平 審査を担当する者に限る。)		人事委員会事務局	事務局長 課長 <u>担当課 長</u> 主任主査 主査 主 任 主事 (公平審査を担当 する者に限る。)	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。